宗像市議会

議長 神谷 建一 様

社会常任委員会 委員長 新留 久味子

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件の審査結果を報告します。

記

第68号議案 宗像地区事務組合規約の変更について

宗像地区事務組合し尿処理施設の撤去に要する経費の分賦割合を変更することに伴い、宗像地 区事務組合規約を変更する必要が生じたため、議会の議決を求めるものである。

【審查内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

し尿処理施設の撤去に係る解体工事費は、約10億9,200万円であり、このうち宗像市が26%の約2億8,400万円、福津市が74%の約8億800万円を負担する見込みだが、解体費用に公共施設等適正管理推進事業債の借入れを行い、公債費が発生した場合の分賦金割合は、関係市の協議によって定めるようにするため、規約を変更する。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

第69号議案 宗像市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の施行に伴い、条例の一部を改正するものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 国民健康保険加入の出産被保険者に係る所得割保険税額及び均等割保険税額を、出産予定月の前月から出産予定月の翌々月までの4か月分を免除する。なお、多胎妊娠の場合は、出産予定月の3か月前から出産予定月の翌々月までの6か月分を免除する。
- 2 施行期日は令和6年1月1日で、産前産後期間が令和6年1月以降に該当すれば、令和5年 中の出産も対象となる。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

第70号議案 宗像市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定め る条例の一部を改正する条例について

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、条例の一部を改正するものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

関係法令の条文改正が行われたため、文言を整理する。なお、条例に定める基準に変更はない。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。